平成２３年（フ）第２０号
北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ167番地２
破産者　佐竹　武光
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第４号
北海道岩内郡岩内町字栄239番地の14
破産者　小杉　哲也
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第７４号
北海道北斗市七重浜３丁目19番27号
破産者　横岡美紀子
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５２３号
和歌山県岩出市宮64番地
破産者　レディスふじわらこと　藤原　正勝
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６２号
香川県坂出市駒止町１丁目５番37号
破産者　山田　清朗
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第８号
香川県坂出市谷町１丁目９番46号
破産者　大前　眞弓
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１５号
愛媛県西宇和郡伊方町九町４番耕地741番地
破産者　小幡　紀子
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１０８６号
北九州市小倉北区片野１丁目13番１―502号
破産者　お好み焼ときわことお好み焼爽ｓｕこと　白石　久夫
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６８号
熊本市東区小山町2023番地
破産者　廣瀬　耕輝
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８２号
宮崎市大字本郷南方2653番地３
破産者　三雲　宣幸
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９６号
宮崎市大字赤江210番地２、開始決定時の住所宮崎市清武町木原7482番地１
破産者　増田かおり
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９７号
宮崎市大字赤江210番地２、開始決定時の住所宮崎市清武町木原7482番地１
破産者　増田　　保
１　決定年月日　平成24年９月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第８５号
千葉県柏市旭町７丁目１番８―308号
再生債務者　伊東　貴弘
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月16日から平成24年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（再イ）第９０号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目19番11号
再生債務者　佐藤　勝則
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月15日から平成24年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（再イ）第８４号
千葉県流山市向小金１丁目238番地の１
ファミールガーデン南柏116
再生債務者　高木　貞温
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月17日から平成24年10月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（再イ）第４号
兵庫県豊岡市下陰32番地の１
再生債務者　飯野てる子
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月17日から平成24年10月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

平成２４年（再イ）第２６号
福島県いわき市四倉町上仁井田字夕円11番地の４
再生債務者　羽根田則夫
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月11日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月25日から平成24年11月１日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（再イ）第２７号
福島県いわき市四倉町上仁井田字夕円11番地の４
再生債務者　羽根田美乃里
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月11日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月25日から平成24年11月１日まで
福島地方裁判所いわき支部